

## 創作者団体ポータルサイトを新たに構築

～利用者の利便性の向上に向けて～

あなたが利用したい作品・コンテンツのことがすぐに分かります

○誰でも検索ができます。



○誰でも文芸、写真、音楽などの作品や、その権利者についての情報がすぐに検索できます。

○利用条件が簡単に確認できます。



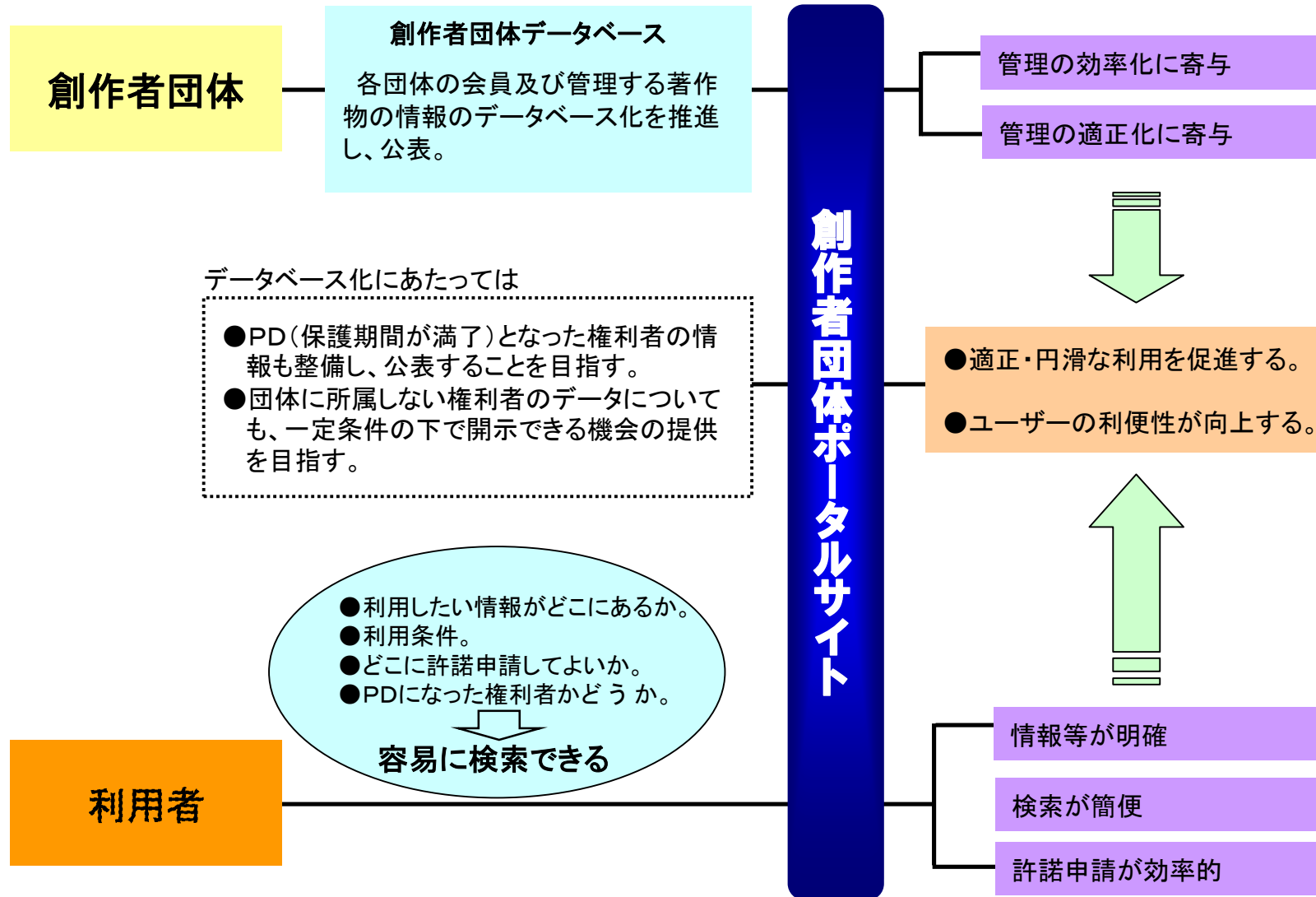
○権利者(団体)の問合せ先がすぐに分かります。  
○自由に利用できるかどうか確認できます。

作品・コンテンツの利用が今までより大変容易になります

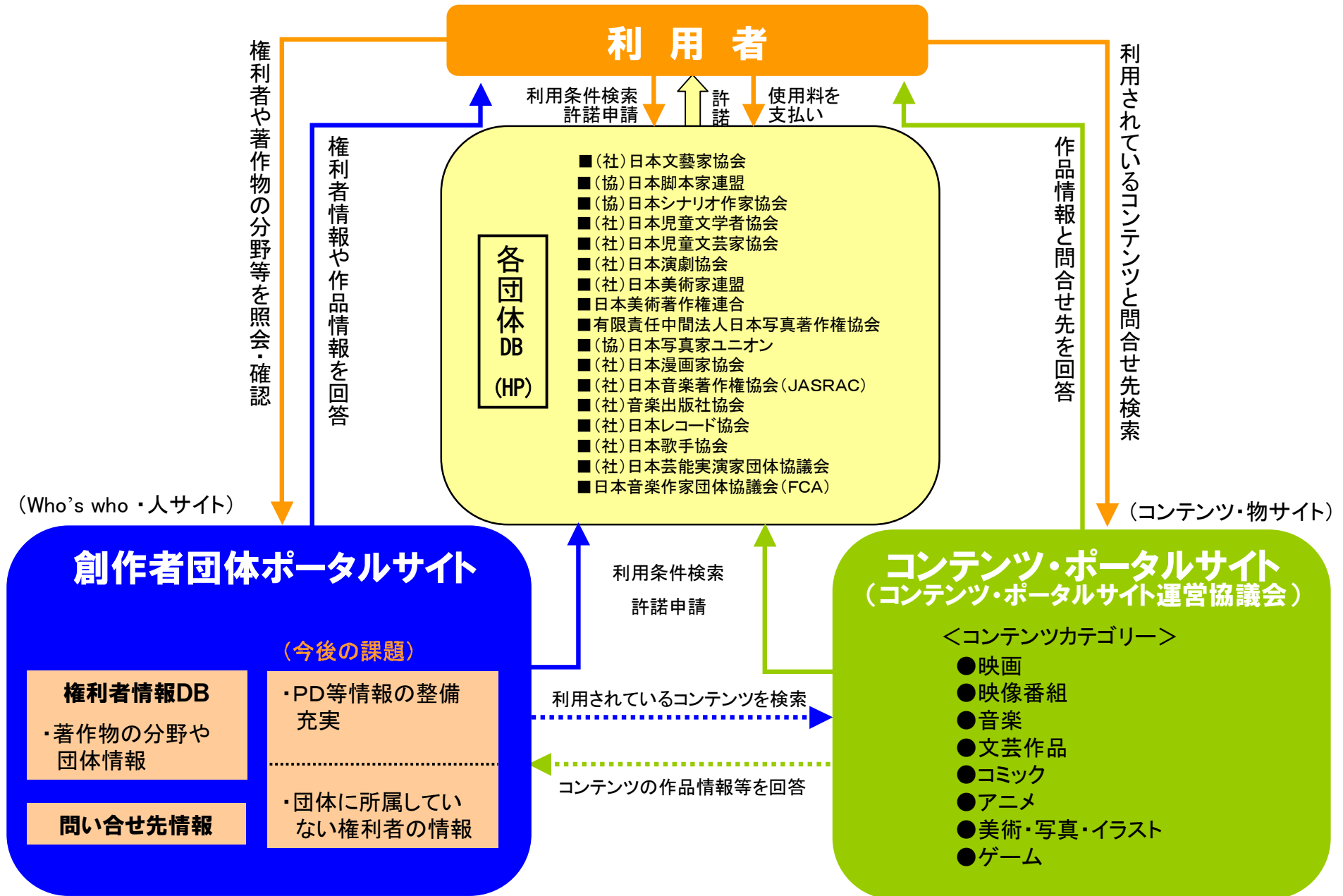
2007(平成19)年8月31日

著作権問題を考える創作者団体協議会

# 創作者団体ポータルサイトの役割・機能



# 創作者団体ポータルサイトのイメージ



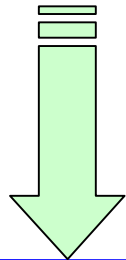
## 創作者団体ポータルサイトの運用開始に向けた日程（予定）

### ポータルサイトの検討

- WTの設置:ポータルサイトの構築に関するワーキングチーム(WT)を設置 (2007年1月24日)
- WTで各団体のデータベースの現状等のアンケート調査を実施 (2007年3月～4月)
- ポータルサイトの基本構想を検討 (2007年7月～8月)

### ポータルサイトの開発

- システムの具体的検討及びコンテンツ・ポータルサイト運営協議会等との協議:2007年9月～12月
- システムの開発:2008年1月～12月

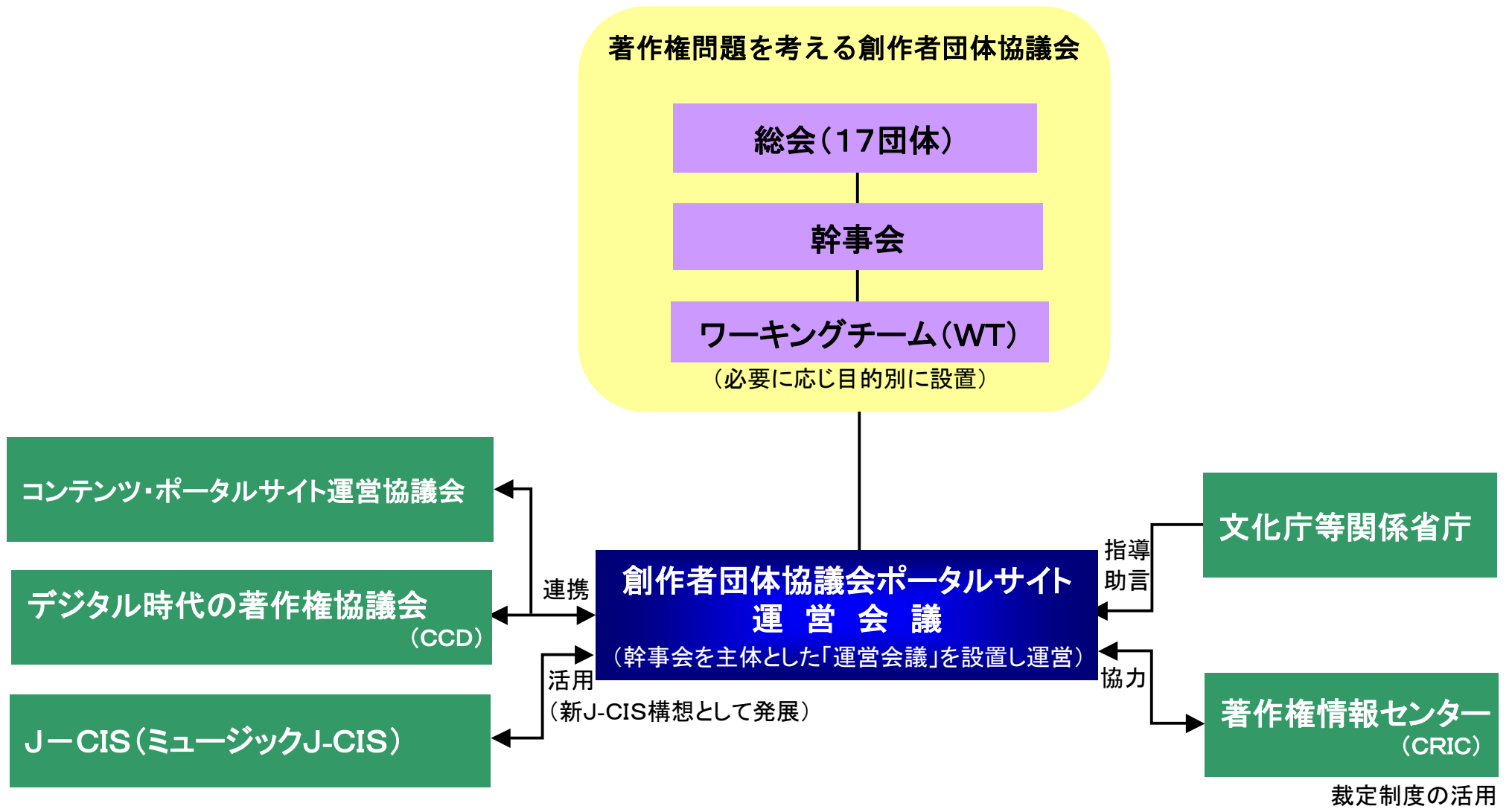


**各団体がDBを整備**

### ポータルサイトの運用開始

- ポータルサイトの運用開始:2009年1月から

# ポータルサイトの運営計画



## 参考資料

### 著作権問題を考える創作者団体協議会の取組み

- 著作権問題を考える創作者団体協議会の設置 . . . . . 参考1-1
- 保護期間延長に関する共同声明の発表とその後の対応 . . . . . 参考1-1
- 著作権の保護期間の戦時加算問題についての対応 . . . . . 参考1-2
- デジタルコンテンツ流通促進法等への対応 . . . . . 参考1-2
- ポータルサイトの構築について . . . . . 参考1-3
- 著作権問題を考える創作者団体協議会（17団体）のDB整備状況 . . . . . 参考1-4

### 他機関との連携・協力

- J-C I S構想（Music・J-CIS） . . . . . 参考2-1
- デジタル時代の著作権協議会（CCD） . . . . . 参考2-2
- 著作権情報センター（CRIC） . . . . . 参考2-3
- コンテンツ・ポータルサイト運営協議会のポータルサイト . . . . . 参考2-4

### 参考システム等

- 文化庁自由利用マーク . . . . . 参考3-1
- クリエイティブコモンズ（Creative Commons 略称CC） . . . . . 参考3-2
- ウィキペディア（Wikipedia） . . . . . 参考3-2

## 著作権問題を考える創作者団体協議会の取組み

### 著作権問題を考える創作者団体協議会の設置

- 2006. 7. 4: 関係団体懇談会を設置。
- 2006. 9.15: 懇談会の名称を「著作権問題を考える創作者団体協議会」とし、著作権問題全般について連携・協力して検討、活動していくことを確認。

### 保護期間延長に関する共同声明の発表とその後の対応

- 2006. 9.22: 著作権の保護期間延長に関する共同声明を発表。
- 2006.11.28: JASRACシンポジウム「知的財産の本質と今日における課題」に参加、保護期間延長の必要性を主張。
- 2006.12.11: 保護期間の延長に反対する「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議(11/28発足: 現フォーラム)」が開催したシンポジウムに参加、保護期間延長の必要性を主張。
- 2007. 1.25: 新春記者懇談会を開催。
- 2007. 3.21: 全国紙(朝日・読売)に保護期間延長に関する記事を掲載。

## 著作権問題を考える創作者団体協議会の取組み

### 著作権の保護期間の戦時加算問題についての対応

- 2007. 3.12: CISAC(著作権協会国際連合)に戦時加算の解消を求める書簡を送付。
- 2007. 3.21-22: CISAC理事会が全会一致で戦時加算の解消について支援を決定。
- 2007.5.29-6.1: CISAC理事会・総会が戦時加算について全会一致で決議。  
(内容)「加盟団体は、会員に戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。権利行使しない時期は日本の保護期間が延長される時期を基準に各団体に委ねる。決議を日本政府に伝える。」
- 2007.6.14:「著作権の保護期間に関する戦時加算問題の早期解決を」の声明を決定。
- 2007.6.25: 同声明文及び戦時加算の早期解決についての要望書を、文部科学大臣、外務大臣、文化庁長官に提出。

### デジタルコンテンツ流通促進法等への対応

- 2007. 5.16:「日本経団連」等のデジタルコンテンツ流通促進法等の動向に対する見解を共同声明として発表し、5.17に文化庁長官に提出。
- 2007. 5.24:「デジタルコンテンツの創造、流通、利用の持続的発展に向けて、いま何が必要か」シンポジウムを開催。



## 著作権問題を考える創作者団体協議会の取組み

### ポータルサイトの構築について

- 2007. 1.24: 利用の利便性向上に資するためにもポータルサイトの構築が必要であり、この検討を行うためのワーキング・チーム(WT)の設置を決定。
- 2007. 2.27: 第1回WT開催。各団体のDBの現状等に関するアンケート調査を実施。
- 2007. 7.12: 第2回WT開催。ポータルサイトの基本構想を検討。
- 2007. 7.27: 第3回WT開催。ポータルサイトの基本構想を検討。
- 2007. 8.31: 幹事会でポータルサイトの基本構想を決定。
- 2007. 8.31: ポータルサイトの基本構想を発表。

## 著作権問題を考える創作者団体協議会の取組み

### 著作権問題を考える創作者団体協議会(17団体)のDB整備状況

2007年3月調査

団体名	DBの内容	著作者・権利者情報				作品情報				
		氏名	死亡年月日等	生年月日	住所	電話番号	作品名	副題	著作者名	発行年月日
(社)日本文藝家協会		○	○	○	○	○				
(協)日本脚本家連盟		○	○		○	○	○	○	○	○
(協)日本シナリオ作家協会		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(社)日本児童文学者協会		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(社)日本児童文芸家協会		○		○	○	○				
(社)日本演劇協会		○		○	○	○	○			
(社)日本美術家連盟		○		○	○	○				
日本美術著作権連合		○		○	○	○				
有限責任中間法人日本写真著作権協会		○		○	○	○				
(協)日本写真家ユニオン										
(社)日本漫画家協会		○		○	○	○				
(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(社)音楽出版社協会										
(社)日本レコード協会										
(社)日本歌手協会		○		○	○	○				
(社)日本芸能実演家団体協議会		○		○	○	○	○			
日本音楽作家団体協議会(FCA)		○			○	○				

## J-CIS構想(Music・J-CIS)

### ①J-CIS構想

J-CIS構想とは、著作物の種類ごとに誰が権利者であるかを集中的に提供して権利処理を効率化するために、1993（平成5）年に著作権審議会マルチメディア小委員会が提唱した「著作権権利情報集中システム」（Japan Copyright Information Service）の構想。

### ②MINC (Music・J-CIS)

- MINC (Music・J-CIS) とは音楽分野におけるJ-CIS構想。
- (社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC)、(社) 日本レコード協会 (RIAJ)、(社) 日本芸能実演家団体協議会 (芸団協) の3団体が協力してミュージック・ジェイシス協議会を1999（平成11）年1月設立し、運営している。

### ③MINC (Music・J-CIS) の内容

- インターネット上に音楽情報の総合ポータルサイトMusic Forest（音楽の森 <http://www.minc.gr.jp>）を開設し、音楽作品の著作権の所在、アーティスト情報、CDに関する情報を提供している。
- 表示機能
  - 著作者名：作詞、作曲、音楽出版者。
  - 実演家：CDなどの収録物ごとにその名前を表示。
  - レコード製作者：CDのタイトル、収録内容を表示。
- 検索機能
  - 楽曲名、アルバムタイトル、メインアーティスト、著作者名、カタログ番号、作品コード、ISRCコード、アーティストコード。

## 他機関との連携・協力

## デジタル時代の著作権協議会(CCD)

- ①設立：著作権審議会マルチメディア小委員会の提唱を踏まえ、1994（平成6）年に設立された「マルチメディア問題に関する著作権協議会（CCM）」と「マルチメディア製作者連絡協議会（CMP）」を母体として1995（平成7）年に設立。
  - ②構成：CCDは、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権及び著作隣接権の契約や流通のあり方について検討する協議会であり、権利者、製作者の34団体で構成されている。
  - ③提言：CCDは、現行団体のID体系を活用しつつ、権利者、コンテンツホルダー、利用者等の情報の共有化の環境整備を提言している（2006年4月13日）。
  - ④他団体との関係：
    - 1) コンテンツ・ポータルサイト運営協議会のポータルサイトとの関係  
CCDのIDモデルがコンテンツ・ポータルサイト運営協議会のコンテンツポータルサイトに実装され、2007年6月より一部運用が始まっていることから、引き続きその取組みを支援することとしている。
    - 2) 創作者団体協議会ポータルサイトとの関係  
同協議会が検討している作品情報プラットフォームについて、連携しながら実務的な検討を行うこととしている。
- ⇒ 様々なDBやポータルサイトの構築において、CCDの検討したIDモデルはデータの共有化に有益であり、各団体はこのIDモデルを尊重してシステムの整備を図ることが望ましいと考えられている。

## 他機関との連携・協力

## 著作権情報センター(CRIC)

①設立：(社)著作権情報センター(CRIC)は、日本放送協会(NHK)、(社)日本民間放送連盟(民放連)、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)、(社)日本レコード協会(RIAJ)の4団体によって、1959(昭和34)年に著作権資料研究所として発足。

②活動：「著作権思想の普及」「著作権関連情報の収集・提供」「研究会、研修講座」「調査研究」「国際協力・交流」など多様な事業を展開している。

③著作権者探し：

著作物を利用したいが、著作権者が不明等により、著作権者に連絡することができない方のための「著作権者探し」(2005年4月運用開始)の広告ページをHP上に開設している。

⇒著作権者探しの広告掲載をご希望の方(CRICのHPより)

- 1) 著作権者探しの広告掲載をご希望する場合は、広告掲載約款をみて相談が可能です。
- 2) 広告掲載は、有料です。広告掲載料はCRICのHPから確認できます。
- 3) 「裁定による著作物の利用」制度(著作権法第67条)の利用を前提に広告を掲載する場合は、予め、「裁定制度についてのマニュアル」(文化庁のHP)をご覧のうえ、文化庁著作権課にご相談ください。

## 他機関との連携・協力

## コンテンツ・ポータルサイト運営協議会のポータルサイト

- ①開 設：日本経団連のエンターテインメント・コンテンツ産業部会が中心となって検討してきたサイト。コンテンツ業界の60の企業・団体が構成するコンテンツ・ポータルサイト運営協議会がポータルサイト「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」を開設し、2007年6月14日から公開。
- ②内 容：映画や音楽、アニメなどの情報を検索できる「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」。検索可能なコンテンツは約350万件。
- ③検索機能：  
● 作品名や制作スタッフなどの情報の検索が可能。  
● コンテンツを2次利用したい場合は、利用者登録して審査をパスすれば利用の際の連絡先に関する情報の照会先が調べられる（原則的にBtoB利用に限定）。

## 文化庁自由利用マーク

### ①自由利用マークとは

著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク。

### ②自由利用マークには、次の3つの種類がある。

#### 1) 「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク



#### 2) 「障害者のための非営利目的利用」OKマーク



#### 3) 「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク



※自由利用マークをご利用の際には、必ず下記サイトをご確認下さい。

<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>

## 参考システム等

## クリエイティブコモンズ(Creative Commons 略称CC)

### ①設立

- 1) 米スタンフォード大学ローレンス・レッシング (Lawrence Lessig) 教授 (サイバー法) が提唱した著作権運用ルール。
- 2) 2002年12月に非営利団体として設立。
- 3) 日本では、「NPOクリエイティブ・コモンズ・ジャパン」(CCJP)が2007年7月25日に設立。理事長・中山信弘 (東大教授)、常務理事・野口祐子 (弁護士)。

### ②内容・仕組

- 1) 個人やコンテンツホルダーが、権利を放棄せずに一定の条件の下で流通ルールを定め、著作物を他人に利用させることを可能とする活動をいう。
- 2) **Creative Commons Public License (CCPL)** と呼ばれるライセンスを公開しており、権利を有する創作者が「使ってよい」という意思表示を誰にでもわかりやすく (norms)、法的に有効に (law)、そして系統的に効率的 (architecture) に行えれば、インターネットの流通、検索、交換機能 (market) を十分に活用できるという考え方に基づいている。

## ウィキペディア(Wikipedia)

- ①開始：ウィキペディアは「オンライン百科事典」といわれており、2001年1月からアメリカで始まったプロジェクト。

2006年6月の時点で229言語版があり、日本語版では約40万件の記事が作成され、約700万人の日本人ユーザーが利用しているといわれている。

- ②内容：特定の書き手が内容の追加や編集を行うシステムではなく、インターネットのユーザーであれば誰でも一定の手続きのもとに改変、複製等が可能。

作成されたコンテンツの内容は、常にユーザーによって監視され、仮にでたらめな記事を書き込んでも、正しい知識を有するユーザーによって訂正されるか削除され、自律的に修正されるようになっている。